

鳥取縣公報

第一千五百一十二號

昭和十四年八月四日

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

告示

◇鳥取縣告示第四百八十八號

鳥取市都市計畫事業溫泉街土地區劃整理施行規程ノ件昭和十四年八月一日認可セリ

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◇鳥取縣告示第四百八十九號

因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依ル生產檢查ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十四年三月十四日ヨリ同年五月三日ノ間ニ於テ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢查所ニ牽付ケ檢查ヲ受クヘシ

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

八月一日	佐八頭郡加瀬木	佐治村	午前九時
検査月日	検査所	検査區域	牽付時間

八月二日	八丹東比村東南	八丹東比村	同
八月三日	安部村安ノ谷井	安部門村村	同
八月四日	隼村見槻ノ上	隼伊村村	午前八時半
八月五日	下私都村大坪	下私茂都村村	同
八月七日	山形區河合原	山形區村村	午前九時
八月八日	那岐區野原	那岐區區	同
八月九日	富澤區新市場見	富澤區區	同
八月十日	上私都村覺王寺	上私都村村	同
八月十一日	國中村山田百井	國中村村	午前八時半

八月十二日	社瀨家畜市場藏	社瀨大町村	午前八時
八月十四日	西郷村佐貫戸	西郷村村	同
八月十五日	河上原村曳田原	河上原村村	同
八月十六日	船岡家畜市場	船岡村村	午前八時

◆鳥取縣告示第四百九十號
 府縣道鳥取倉吉線中左ノ通其ノ路線ノ認定ヲ變更シ變更道路ノ地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ橋梁ト共ニ
 本日ヨリ供用ヲ開始ス

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事

副 見

雄

現在 道路 線

變更 道路 線

東伯郡西郷村大字伊木字中河原三五三ノ一番地
 地先ヨリ東伯郡倉吉町大字堺町二丁目九二〇番地先ニ至ル間

東伯郡西郷村大字伊木字中河原三五三ノ一番地
 先ヨリ東伯郡倉吉町大字宮川町字池ノ上一二七
 ノ二番地先ヲ經テ同町大字堺町二丁目九二〇番
 地先ニ至ル間

鳥取縣告示第四百九十一號
軍馬資源保護法第二條ニ依ル昭和十四年軍用保護馬檢定期日、場所及區域左ノ通定メラル
昭和十四年八月四日

昭和十四年軍用保護馬檢定實施表

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

檢定期日	郡市區	檢定區域	檢定場
九月五日	八頭郡	全 部	河原町 河原
同 (午前)	岩美郡	大岩村、本庄村、小田村、浦富町、東村、蒲生村、福部村、網代村、田後村、岩井町	浦富町 家畜市場
同 (午後)	鳥取市 氣高郡	倉田村、宇倍野村、成器村、面影村、津ノ井村、米里村、大茅村、鳥取市 神戸村、大和村、美穂村、大正村、豊實村、湖山村、吉岡村、東郷村、明治村、松保村、千代水村、大郷村、末恒村	鳥取市 千代河原

同 七日	東伯郡	西郷村、日下村、長瀬村、橋津村、舍人村、東郷村、松崎村、淺津村、花見村、三朝村、三徳村、小鷹村、旭村、竹田村、倉吉町、小鷹村、上小鷹村、矢送村、南谷村、山守村、北谷村、高城村、社村、上北條村、中北條村、宇野村、泊村	小鷹村 野
同 八日	東伯郡	灘手村、下北條村、榮村、大誠村、由良町、逢東村、市勢村、伊勢崎村、上郷村、下郷村、古布庄村、八橋町、赤碕町、成美村、以西村、安田村、上中山村、下中山村	逢東村 グラウンド
同 九日	整理日		
同 十日	西伯郡	淀江町、宇田川村、高麗村、所子村、大山村、庄内村、名和村、光徳村、逢坂村、縣村、大高村、巖村、日吉津村、大和村、御來屋町	淀江町 家畜市場

同	同	同	同	同
十一日	十四日	十三日	十二日	十五日
米子市 西伯郡	野郡	野郡	野郡	整理日
米子市、境町、上道村、余子村、中濱村、大篠津村、和田村、富益村、夜見村、成賞村、天津村、大國村、法勝寺村、上長田村、東長田村、手間村、賀野村、砂徳村、五千石村、幡郷村、大幡村、春日村、渡村、彦名村、外江村、崎津村	黒坂町、大宮村、阿毘縁村、山上村、多里村、日野上村、福榮村、石見村	根雨町、神奈川村、江尾村、米澤村、日野村	二部村、八郷村、溝口町、日光村	
米子市 皆生競馬場	日野上村 三築家畜市場	江尾村 舊小學校跡	溝口町 家畜市場	

備考
檢定開始時刻ハ特ニ通告ナキハ午前八時ヨリ、午後一時ヨリトス

鳥取縣告示第四百九十二號
米穀現在高調査員左ノ通囑託解囑アリタリ

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

囑託者	解囑者	擔當調査	職務執行ノ場所	囑託解囑
野口正彦	谷口重幸	鳥取市(稻葉區)	鳥取市廳	昭和十四年八月十四日
小林孝惠	岸本健次	鳥取市(稻葉區)	鳥取市廳	同
田中壽太郎	水石友	岩美郡津ノ井村	岩美郡津ノ井村役場	同
田中幹夫	宮石正美	氣高郡中郷村	氣高郡中郷村役場	同
宮本一男	岡本多美藏	氣高郡明治村	氣高郡明治村役場	同
戸崎正紀	宮城巖	東伯郡花見村	東伯郡花見村役場	同
小嶋豊	矢城一	東伯郡高城村	東伯郡高城村役場	同

00286

中山 敏夫 野坂 恭平 西伯郡大幡村 西伯郡大幡村役場 同

◆鳥取縣告示第四百九十三號

氣高郡末恒村大字内海四九番地
三 橋 善 兵 衛

右者ニ對シ左記游泳場ノ開設ヲ許可シタリ
昭和十四年八月四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一名 稱

白 兔 海 水 浴 場

二 所 在 地

氣高郡末恒村大字内海字白兵六八八番ノ二地先

三 開設 期間

自 七 月 二十 日
至 九 月 十 日

◆鳥取縣告示第四百九十四號

米子市皆生一七五〇ノ三七
皆 生 溫 泉 土 地 株 式 會 社

右者ニ對シ左記游泳場ノ開設ヲ許可シタリ
昭和十四年八月四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一名 稱

皆 生 海 水 浴 場

00287

二 所 在 地	米子市皆生溫泉海岸
三 開設 期間	自 七 月 二十 日 至 八 月 三十一 日

◆鳥取縣告示第四百九十五號

左記墓地ハ今回改葬整理ヲ要スル事トナリタルモ緣故者不明ノモノアルニ付有緣者ハ昭和十四年八月十七日迄ニ管理者高濱町長宛申出ラルベク若シ右期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜改葬スベキ旨照會アリタリ

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

- 一 福井縣大飯郡高濱町齒部第五十六號堀切八番
- 一 同 第五十七號東富多亦十一番
- 一 同 第五十八號富多亦十一番
- 一 同 第五十八號富多亦十二番
- 一 同 第五十九號東須圭十四番
- 一 同 第五十九號東須圭十五番
- 一 同 第六十號中須圭十五番
- 一 同 第六十一號西須圭三番
- 一 同 第六十二號西濱三番
- 一 同 第六十二號西濱四番ノ二

○鳥取縣告示第四百九十六號
 北海道浦河郡荻伏村字東榮六一番地(舊字地番大字後邊戸村一番地)後邊戸墓地ハ今回廢止ノ爲改葬
 フ要スル事ト爲リタルモ緣故者不明ノ墳墓アルニ付有縁者ハ昭和十四年八月十二日迄ニ管理者荻伏村
 長宛申出ラルベク若シ右期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜改葬スベキ旨湊會アリタリ
 昭和十四年八月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

○鳥取縣告示第四百九十七號
 昭和十二年十一月鳥取縣令第四十九號「トラホーム」豫防法施行細則第三條ニ基キ左記區域一部ノ住
 民ニ對シ別記日時場所ニ於テ「トラホーム」檢診ヲ施行ス
 昭和十四年八月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

日 時	區 域	檢 診 ノ 場 所	檢 診 ヲ 受 クベキ者
自八月五日午前八時 至八月五日午前十一時	氣高郡 千代水村	千代水 高等小學校	昭和十三年四月一 日以降ニ出生シタ ル者
自八月五日午後三時 至八月六日午前九時	同 大 正 村	大 正 高 等 小 學 校	
	同 末 恒 村	末 恒 高 等 小 學 校	

自八月七日午前八時 至八月七日午前十一時	同 松 保 村	松 保 高 等 小 學 校	
自八月七日午後三時 至八月八日午前九時	同 大 鄉 村	大 鄉 高 等 小 學 校	
自八月八日午前九時 至八月八日午前十一時	同 東 鄉 村	東 鄉 高 等 小 學 校	
自八月八日午後三時 至八月九日午前九時	同 豐 實 村	豐 實 高 等 小 學 校	
自八月九日午後九時 至八月十日午前九時	河 內 分 校 治 々 下 村	河 內 分 教 場	
自八月十日午後二時 至八月十一日午前九時	同 治 小 學 校 治 々 下 村	明 治 高 等 小 學 校	
自八月十一日午後二時 至八月十二日午前九時	同 美 穗 村	美 穗 高 等 小 學 校	
自八月十二日午後二時 至八月十三日午前九時	同 大 和 村	大 和 高 等 小 學 校	
自八月十三日午後二時 至八月十三日午前九時	神 戶 小 學 校 々 下 村	神 戶 高 等 小 學 校	

00290

自八月十四日午前十時
至八月十四日午後二時
同 岩坪分校 戸々下村
同 岩坪分 教 場

◆鳥取縣告示第四百九十八號

市街地建築物法第七條但書ニ依リ左ノ通建築線ヲ指定ス

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 申請人ノ住所氏名 鳥取市東品治島町

鳥取驛前第一土地區劃整理組合

組合長 井 上 光 美

一 關係土地ノ地目地番 鳥取市今町二丁目八番ノ一地 (宅 地)

同 四番ノ三地 (同)

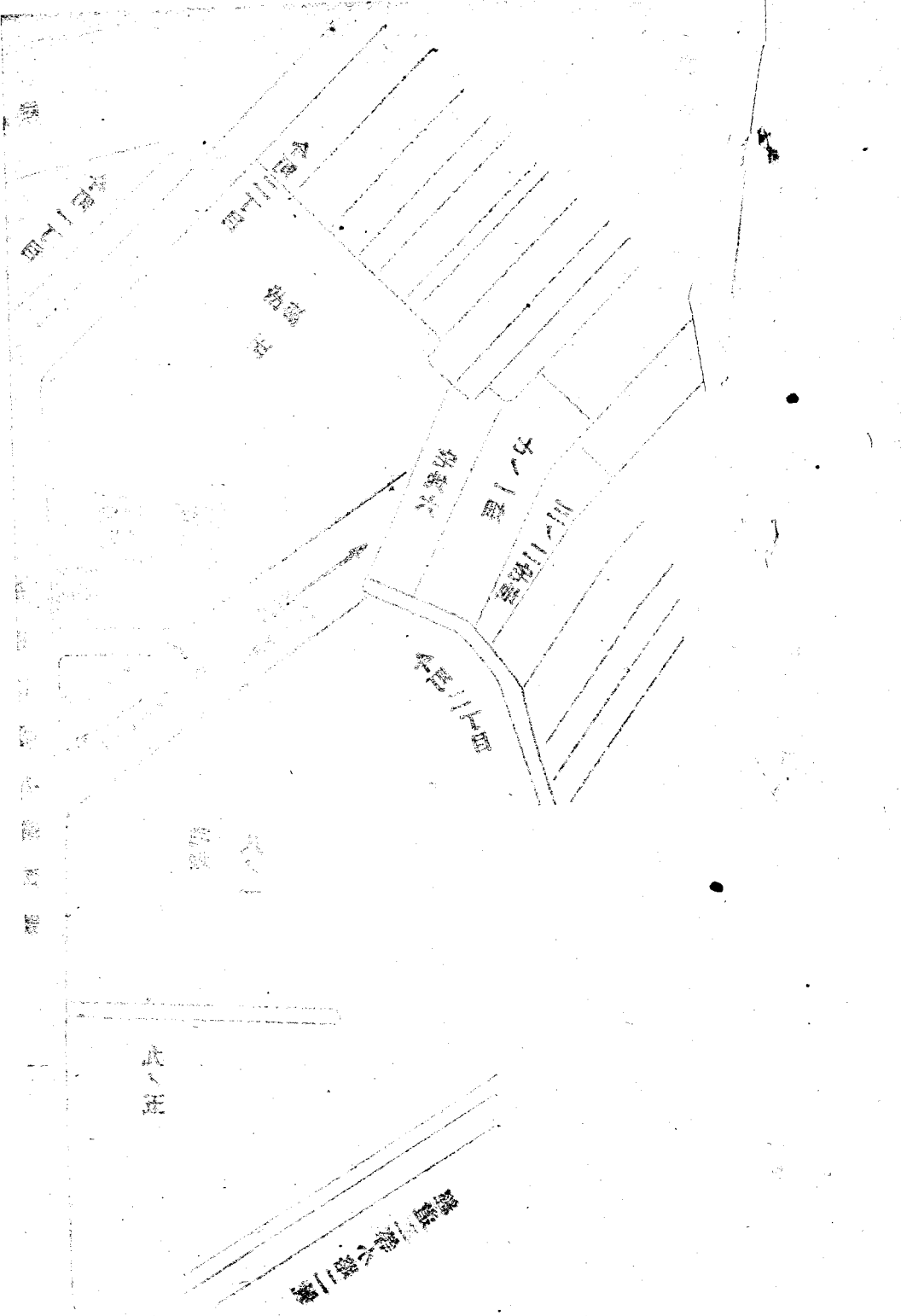
同 五番地 (同)

同 六番地 (同)

三一、五〇メートル

八、〇メートル

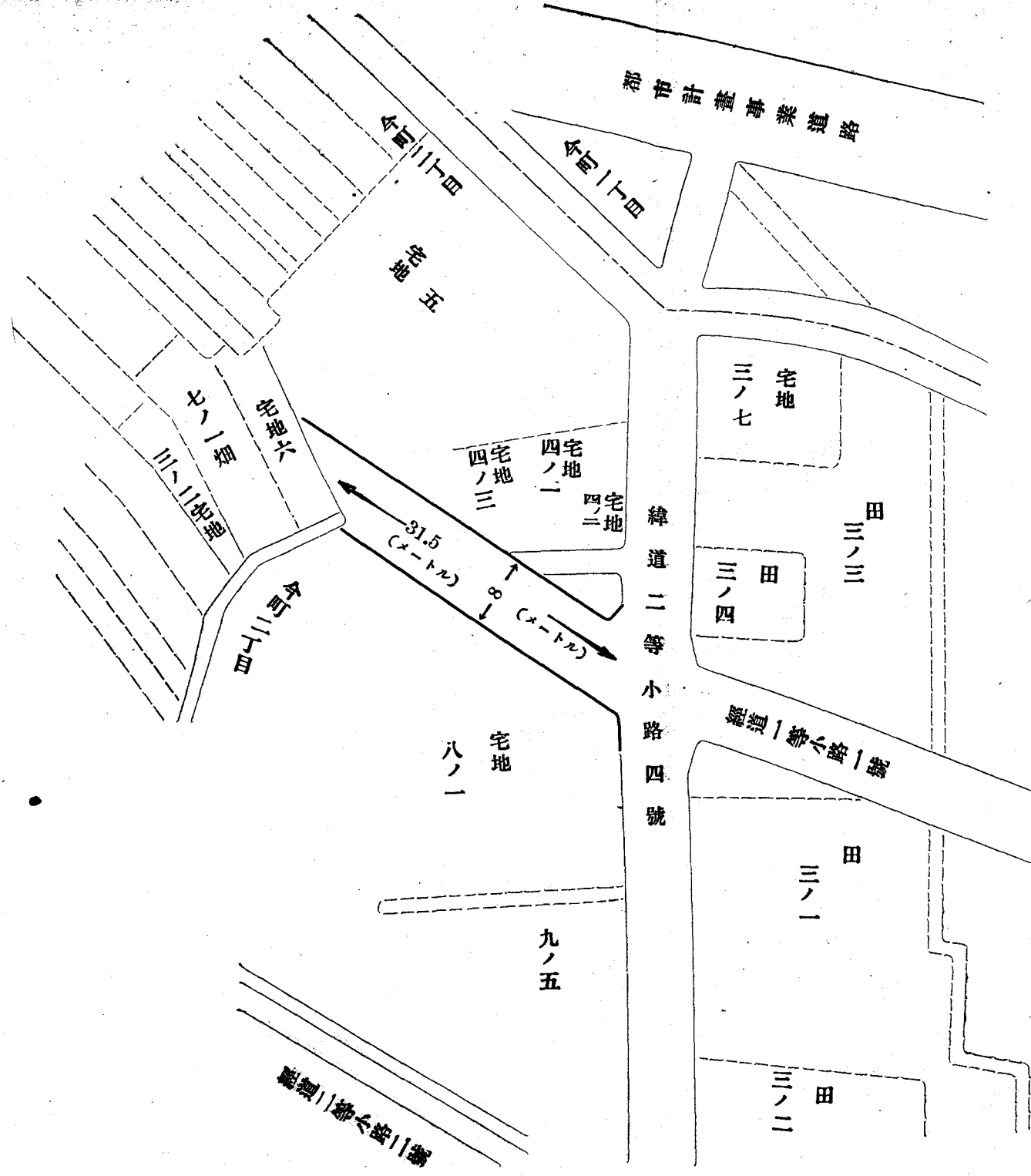
一 建築線ノ延長距離
一 建築線間ノ距離
左記圖面ノ通



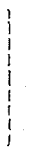

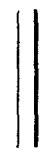
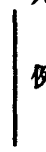
00291

鳥取市今町二丁目

(縮尺 六〇〇分ノ一)



凡例

-  指定建築線
-  現存道路及通路
-  町界
-  地番界

鳥取縣告示第四百九十九號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 建築主住所氏名

鳥取市川端四丁目六四番地
井口 勘一

一 建築物ノ所在地

鳥取市川端四丁目六五番地々先

一 用途

木造瓦葺平屋建一棟

一 構造種別

建築面積 二二、八九平方米

一 建築物ノ面積

突出セル部分 二二、八九平方米

一 命令事項

一 本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス

一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ

一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ

一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◆鳥取縣告示第五百號

昭和十四年七月産婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

本籍 鳥取縣八頭郡大伊村大字下野三五六番地
住所 鳥取縣八頭郡大伊村大字下野三五六番地
昭和十四年七月二十六日 第八〇九號登錄

谷

尾

峰

子

明治四十五年二月二十一日生

本籍 鳥取縣八頭郡西鄉村大字小河内三四八番地
住所 鳥取縣八頭郡西鄉村大字小河内三四八番地
昭和十四年七月二十六日 第八一〇號登錄

谷

口

千

歲

大正七年六月十五日生

◆鳥取縣告示第五百一號

昭和十四年本縣事務職員詮衡試驗ヲ左記要項ニ依リ實施ス
受験希望者ハ九月二十日迄ニ總務部人事課宛出願スベシ

昭和十四年八月四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

鳥取縣廳事務職員詮衡試驗實施要項

日

時

昭和十四年九月二十八日

午後七時五十分出頭

- 一 場所 縣會議事堂(鳥取市東町)
- 二 願書受付期限 九月二十日迄
- 三 願書受付場所 鳥取縣總務部人事課
- 四 試驗時間割

時間	試驗科目	
	甲ノ部(判任官同待遇)	乙ノ部(縣吏員)
自前八時至八時五分	地理、歴史	地理、歴史
九時五分至九時	講讀、作文	講讀、作文
一〇時五分至一〇時	行政法大意	公民科
一一時五分至一一時	數學(珠算ヲ含ム)	算術、珠算
後二時三十分至三時	口述	口述

六 受験者携帶品 鉛筆或ハ萬年筆、算盤、定規

00295

七 願書様式

(甲) 判任官、同待遇 事務員
(乙) 縣吏員、同待遇 事務員
詮衡試験受験願

鳥取縣事務職員詮衡試験相受度候條別紙履歷書相添此段及御願候也

年 月 日

現住所 氏

名

詮衡試験委員長 清水谷 徹殿

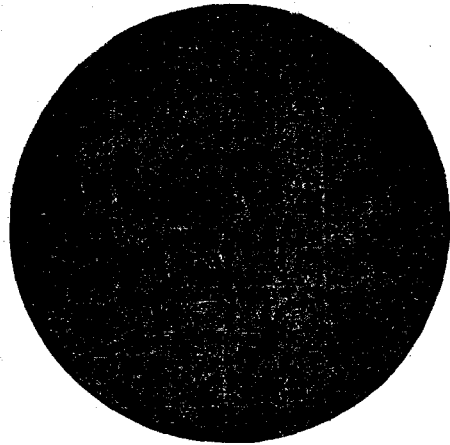
〔注意〕

- 一 受験願書ニハ「甲」「乙」ノ別ヲ明記スルコト
- 二 現在縣ノ職員ニシテ履歷書ヲ人事課ニ提出シ居ル者ハ履歷書ノ添付並ニ現住所ノ記載ヲ要セザルモ勤務課所名及現職名ヲ氏名ノ右ニ記載スルヲ要ス

00296

彙報 第十五號

事變特報



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

目 次

市町村長會議に於ける知事訓示要旨	一九頁
青少年學徒に賜りたる勅語の聖旨奉體方について	(學務課) 二五頁
軍用保護馬檢定受檢要領	(農産課) 二六頁
輝く令旨奉戴・團旗授與と本縣に於ける警防團旗の授與式	(警務課) 三一頁
工場未経験労働者初給賃金の決定	(保安課) 三二頁
少年戰車兵の制度創設に就て	(社事兵事課) 三四頁
廢品の一戸一品献納運動	(時局課) 三六頁
昭和十四年春蠶繭價格協定成立	(農産課) 三七頁
昭和十四年徵兵檢査の結果に就て	(社事兵事課) 三八頁
滿蒙開拓青少年義勇軍募集	(社會課) 四〇頁
戰歿者遺族の授職補導	(同) 四三頁
郵便局窓口賣出支那事變國債	(時局課) 四五頁
政府への金賣却者(承前)	(同) 四六頁

凡ての金を「府政」に賣りませう

市町村長會議に於ける知事訓示要旨

(昭和十四年七月二十四日)

本日茲に縣下市町村長各位の會同を煩し、過般開催の地方長官會議に於て示されたる政府施政の方針を傳達し併て時局重要な事案に關し所信の一端を披瀝し各位の善處と協力とを求め相共に力を竭して奉公の誠を効したいと存するのであります。

支那事變勃發以來既に二周年を迎へ去る七日全國一齊に之が記念式典を舉行せられたのであります。此の間皇軍の陸に又空に收め得たる偉大なる戰果は世界戰史上未だ嘗つて見ざる所でありまして、支那本土の三分の一、然も其の核心たる廣大なる地域は既に概ね我方の占據に歸し、其の都市・産業・經濟・交通・資源等よりすれば支那の大部分を席捲して居ると稱しても過言でないと思ふのであります。之れ偏に御稜威の下皇軍將兵の攻むれば取り戦へば勝つと謂ふ勇壯果敢なる奮闘と、銃後國民の熱烈なる努力の然らしむる所でありまして洵に感激感謝に堪へぬ次第であります。殊に護國の英靈となられたる幾多戰歿者及戰傷病者に念ひを致しまする時、到底言辭を以て盡し得ない感慨に打たれ衷心より哀悼と敬意を捧ぐる次第であります。其れと同時に誓つて其の志を空しうせざらんことを期さなければならぬと存するのであります。

事變の長期と戦局の進展に伴ひ銃後の諸對策は愈々廣汎多岐を極め益々其の重要性を加へて參ります。之が整備強化に一段の努力を要する次第であります。第一線將兵をして後顧の憂なく一意専心軍務に精進せしめ、前線への反映頗る大なるものあるは眞に慶祝に堪へざる所であり衷心より感謝の意を表する次第であります。

畏くも 天皇陛下に於かせられましては昨年十月三日軍人援護に關する優渥なる 勅語を下し賜ひ、且つ巨額の御内帑金を下賜せられましたことは皇恩無疆、聖旨深遠洵に恐懼感激に堪へない所であります。

政府に於きましては此の 聖旨を奉戴し益々軍人援護事業の完璧を期し、御下賜金を以て財團軍人援護會を創立し各道府縣に其の支部を設立すると共に、市町村には國民皆兵の本義を闡明し隣保相扶の道義を基調とする舉郷一致の銃後奉公會を設けしめ、以て官民一体軍人援護の徹底を圖り只管 聖旨に副ひ奉らんことを期して居るのであります。各位は克く其の意を体し今後一層傷痍軍人の保護、戰歿軍人遺族の援護並銃後遺家族の家庭救護等一般銃後支援事業の強力を圖り、苟も緊張を缺き或は弛緩するが如きことなきを期し之が持續向上に一段の努力あらんことを切望する次第であります。

政府は曩に畏くも 聖斷を仰ぎ奉り確乎不動の國是を樹立し、己に其の必要なる諸般の施策を進められつゝあるは各位の克く熟知せらるゝ所であると信じますが、刻下の急務は事變處理を以て第一とし、之に對する我邦の目的は東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設完遂に在るのであります。即ち日滿支三國が相提携して政治・經濟・文化の各般に互り、互助連還の關係を確立し、以て東亞に於ける國際正義の確立・共同防共の達成・新文化の創造・經濟結合の實現を期せんとするに在つて、此の新秩序の建設は同時に世界の平和と文化とに貢獻する所以であります。是れ實に我輩國の大精神であり、國民不拔の信念であつて事變處理の窮極の目的も亦茲に存することを確信する次第であります。

今や戦局の進展と相駢んで廣大なる占據地域に於きましては之の新秩序建設の聖業が著々其の緒につきつゝありますことは、洵に御慶に堪へない次第であります。併しながら我國内外の情勢に

鑑みまするに、事變の前途は容易、樂觀を許さざるのべからず尙ほ幾多の難關のあることを覺悟せなくてはならないのであります。

斯る時局に直面して飽迄聖戰目的の遂行を期し事變の根本的解決を圖らんが爲には、肇國の本義を闡明して國體觀念の透徹と皇道精神の發揚とを圖り、克く此の重大時局の歴史的意義を認識せしめ更に覺悟を新にして時艱に處し益々軒昂たるの意義を涵養し、各々其の職分に應じて全力を傾注し、相共に協心戮力其の總力を集中發揮し以て萬民輔翼の實を擧げしめることが最も緊要であると信じます。而して今日國を擧げて事變の處理に勇往邁進しつゝあるの現狀を見ますは寔に喜ぶべきことでありますが、此際更に一段と人心の緊張を圖つて弛緩荒怠を戒しめ、徒らに眼前の利益に捉はれて國力の充實を等閑に附するが如き、或は利害の背反を殊更に指摘して其の結束を紊さんとするが如き等のことなきを期せねばならんと存するのであります。

今や事變は長期建設の段階に入り、更に今後の重大なる新局面に即應する爲には國民精神總動員運動を一層強化し物心一如の舉國實踐運動に推し進めなければならぬと存じます。本縣に於ける本運動も創始以來各位の多大なる協力に依り概ね所期の成果を擧げて居りますが、政府は曩に之が新展開に必要な機構の改組擴充を行ひ、官民一体の舉國實踐運動たるの實を擧げんことを期すると共に新展開の基本方針を決定指示せられましたので、本縣に於きましても直に實行委員會に諮り此の基本方針に基き本運動の持續強化方策を決定し、更に其の徹底を期する爲廳内の機構改正を行ひ、總務部に時局課を新設し國民精神總動員運動を主管せしめたのであります。各市町村に於きましても縣の方針に策應し其の實情に即したる有効適切なる方途を講じ、實績の擧揚に一段の協力あらんことを希ふ次第であります。

國債の圓滿なる消化が現下の財政經濟運營の要諦であることは言を俟たざる所でありますが、今

日迄の國債發行額は極めて大なるにも拘らず頗る良好なる消化狀況を示して居りますのは、國民が克く時局を認識し政府の方針に呼應協力致した結果に外ならんと存するのであります。併し乍ら本年度に於ける新規國債發行豫定額は五十九億二千餘萬圓に達し、之に前年度發行豫定の國債にして本年度に繰越すものを考へますときは、本年度に於ける國債の消化は前年度に比較して更に重大性を加へ来たものであると存じます。又一方日滿支を通ずる生産力擴充資金として少くとも四十億圓を要する見込でありまして、之の兩者を合し本年度に於ては百億圓の資金蓄積を確保せねばならぬのであります。依て政府に於きましては本年度國民貯蓄増加目標額を百億圓と定め、之が獎勵運動を開始せられて居るのであります。本縣に於ける國民貯蓄狀況は、昨年六月之が獎勵運動開始以來各方面の協力により大体順調なる成績を示し、本運動の趣旨漸次普及するに従ひ貯蓄も次第に増加し、昨年度に於ては本縣國民貯蓄増加目標額二千萬圓を遙かに突破し二千六百六十萬圓に達しましたことは各位平素の御盡力に負ふ所が尠くないのであります。此の機會に深甚なる感謝の意を表する次第であります。本年度に於ては、政府の意を体し昨年度の實績と各方面の意見とを綜合し慎重考究を重ねて新なる獎勵方策を樹て、本年度貯蓄増加目標額を三千萬圓と定め之が實行に萬全を期して居ります。是等國債の消化と謂ひ、貯蓄の増加と謂ひ何れも前年度に比し相當困難を伴ふものと豫測せらるゝのでありますから、各位は此際更に各市町村の實情に即したる具体的方策を樹て一段と本運動の趣旨徹底に努め時局に即應したる徹底的生活の刷新と勤儉力行とを強調し、國民各自の自覺を促し一億一心百億貯蓄の達成に一層協力あらんことを切望して已まざる次第であります。現下の我國經濟情勢に於きましては、國際收支の改善を圖り對外支拂力を充實せしむることは最も喫緊の要務であります。而して我が對外支拂力を充實せしむるには輸出貿易の伸張に力を致す外貿易外受取勘定の増加策を講じ、生産金の獎勵、民間貯蓄金の蒐集等に依り對外決濟力の充實を期

すると共に輸入の抑制及貿易外支拂の減少を圖らねばならないのであります。故に政府は軍需並生産力擴充資材・輸出用原材料等、戰目的達成に必要な物資の外は一般民需の輸入を斷乎抑制し一方産金法を改正して新産金の獎勵に力を注ぎ、併せて金の消費を制限すると共に一般國民の自覺を促し、民間所在金の集中を圖らんとして居るのであります。本縣に於ても政府の方針に則り、民間所在金の集中運動の實施要綱を定め積極的に本運動を展開し、以て徹底的集中に努むることに致したのであります。唯本運動の成果は國民の理解と協力とに俟つて初めて其の實効を得らるゝのでありますから、凡ゆる機會を利用し時局の實相と金集中の必要性に對する關心の喚起に力め、國民をして欣然本運動に参加せしめらるゝやう協力あらんことを切望致します。

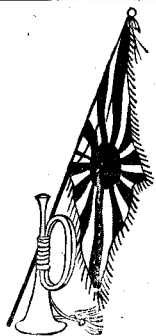
事變有終の成果を達成するが爲には國家總動員態勢の完成を期することは刻下の急務であります殊に重要物資に付きましては物資動員計畫に於て軍需を充足し、輸出を振興し、生産力の擴充を行ひます爲に一般官需、民需に對して緊縮を加へることになつて居りますから一般物資の供給も今後相當制限を免れないと考へらるゝのであります。之が爲には國民をして現下の物資需給の實情と物價の抑制の重要性とを充分認識せしめ、堅き決心の下に自我を没却し恣意を抑制し、進んで國策に協力するの氣風を振起せしむることが緊要と存するのであります。而して凡ゆる物資の活用と消費の節約とは刻下國民生活の全分野に於て必行せられねばならぬ重要事項であります。就中軍需資材・輸入物資・輸出可能物資等の消費は之を極力節減して、聖戰遂行及經濟建設其の他の生産力擴充等將來に於ける綜合的國力發展の素地を培養する爲に必要な資材を確保しなければならぬのであります。各位は克く此の意を体し、夫々地方に即應したる適策を講じ最善の努力を拂はれんことを要望する次第であります。

事變の長期に互るに従ひ、農林水産物就中主要食糧の供給を確保し、又工業原料・軍需及貿易關

係重要農林水産物の増産を圖り、以て軍需及民需を充足すると共に國際收支の改善に努むることは最も緊要の事であります。従つて政府に於ても從來各般の施設を講せられたのでありますが、特に本年度に於ては時局の進展に鑑み農山漁村をして克く増産の目的を達せしむる爲、各種重要農材水産に付夫々一定の増産目標を定め総合的なる計畫生産を圖る事とし、各道府縣に對し之が生産を割當ることになつたのであります。依て本縣に於ても之の政府の方針に基き増産數量を確保する爲更に之を各市町村に割當てた次第であります。今や物資動員計畫の樹立に伴ひ資材及努力の不足等幾多困難が豫想せらるゝのであります。農林漁業經營上必要なる重要物資に付ては、今後共時局下重要農林水産物の生産に要する必要數量を確保する爲萬全の努力を爲すと共に、資材の使用又は施用の合理化、自給し得らるゝものは出來得る限り之が自給を圖り、努力の調整殊に應召農山漁家に對する勤勞奉仕施設を強化する等各般の施設を講じ、目的遂行に遺憾なきを期して居ります。併しながら目的達成には是等の施設と相俟て農山漁村民の奮起努力に俟たねばならないのであります。各位は今日の時局に於て如何に此の生産確保が國家の爲喫緊の必要なるかを能く農山漁村民に徹底了解せしめ、奮つて其の業とする所に精勵邁進するやう格段の御盡力を切望致します。

以上は刻下の情勢に鑑み地方行政上特に緊要なる時務に就き所信の一端を申し述べたのであります。すが、時局は愈々重大性を加へ、世界は今や再び世界戦争への危機に直面してゐるのであります。この騒然たる國際情勢に處し東亞に於ける唯一の強國として指導的立場を確立し、援蔭諸國の動向如何に拘らず東亞新秩序建設に對する第三國の干渉を斷乎排除し、眞に長期建設を遂行する爲には凡ゆる國家總力の飛躍的増強を期さねばならぬのであります。この國家總力の増強こそ事變解決の鍵であります。各位に於かれましては此の實情を洞觀せられ、克く國策の内容を詳にし綿密なる工夫を凝らし、國家の要求と地方民の利害とを渾然融和調整し、緩急を量り機宜を制して之が遂行

に努め綜合國力の發揮に萬遺憾なきを期し、國家の興隆國民の繁榮の爲全幅の力を傾倒せられんことを切望して己まない次第であります。政府施政方針の委細は地方長官會議に於ける各大臣の訓示寫を御手許に配付致しますから御熟覽の上、其の趣旨の徹底に御協力あらんことを望みます。尙ほ別に指示致す事項に付ては充分なる協議を遂げられたいと存じます。



青少年學徒に賜りたる

勅語の聖旨奉體方に就て

去る五月二十二日、畏くも若葉薫る宮城前廣場に於て

天皇陛下には全國青少年學徒を御親閱遊はされ同日文部大臣を宮中に召させられて優渥なる

勅語を御下賜遊ばされた事は曩に本報第六號に記した處であるが、軍國多事の際にも拘らず聖慮を青少年學徒に注がせ給ふこと恐懼感激に堪へざる處であつて、凡そ青少年學徒たる者は感奮興起謹みて、聖慮を恪循して堅く其の本分を守り、彌々切磋砥礪文を修め武を練り、皇國入たるの資質の練成に専任し、又之が啓導に任する者は深い決意を以て教育の刷新に盡し、率先範を垂るゝは勿論、校の内外に亙る全生活を通じて一貫せる教導に依てその人格を薰化玉成し、以て、聖旨に答へ奉り、青少年學徒の父兄母姉に於ても一意子女の訓化教養に心を盡し、

晉に自家後繼者たるの教化に止まらずして進んで君國の爲に各其の職に依りて奉公の誠を效す忠孝一致の訓育に努め、學生生徒・教師・父母・郷黨相協力し自奮自勵して、大御心を安んじ奉るやう心掛くべき義と信する次第である。

就ては本縣では去る六月十七日付を以て各學校等に通牒を發して縣で決定した「青少年學生に賜りたる 勅語の聖旨奉體方」を示し、又各學校校會議に於てもこれに關する諮問をなし、各學校に於て其の校規、教育指針並にその内容更に學生各自の修養及日常生活の實情につき深き省察を加へて、改むべきは之を改め進むべきは之を進むべく速に 聖旨に副ひ奉るべき實踐的具体案を樹て、その實效を擧ぐる様指導する處があつたが、今回又七月十八日付を以て爾後毎年五月二十二日をトして「青少年學生に賜りたる 勅語の奉讀式」を舉行し、聖旨奉答の決意を新にすると共に、男子中等學校(青年學校を含む)以上に在りては御親閲記念として學生生徒の分列式を舉行し、女子の學校及小學校上

級に於ても成るべく分列式又は部隊行進等を行ひ、又各學校等に在りては當日夫々神社參拜・武道演練・作業訓練(防空又は非常變災訓練を含む)等實情に依り適宜之を實施するやう通牒した。



軍用保護馬檢定

(検査) 受験要領

第一 一般に關する事項

一 本要領は軍馬資源保護法同施行令、同施行規則に基く軍馬保護馬受檢に關し關係市町村に於て爲すべき事項の準據を示すものとす

第二 人に關する事項

二 檢定委員長より助手並に人夫の傭人を依頼したるときは檢定場所在地の市町村長は之が傭入を斡旋すること
三 關係市町村長は檢定業務の圓滑なる進捗を圖るため場内整理業務の進行等に協力すること

第三 檢定場に關する事項

四 檢定場所在地の市町村長は要すれば所轄警察署長に對し檢定場内外の取締の爲警察官の派遣を依頼すること

五 檢定場所在地の市町村長は關係市町村長と檢定場設備に關する協議をなすこと
檢定場の設備は檢定場所在地の市町村に於てなすこと
六 檢定場は概ね左の要領に依り設備し檢定委員長檢定場所在地到着後其の視察を受くること

イ 檢定場は成るべく廣場にして整列検査場及細密検査場を設くるに便なる場所を選定すること

ロ 整列検査場を己むを得ず道路等を利用して設くる場合は交通、危害豫防等に注意すること

ハ 細密検査場は平坦堅硬にして且歩様検査に適する地積を有すること

ニ 細密検査場設備要領附圖の如し(附圖畧)細密検査場には事務用として机、椅子(腰掛)、手洗器、掃除器具及長鞭等を準備すること
ホ 雨雪天、烈風等の際と雖も検査並に事務

に支障なき様設備すること
 へ 馬の集合場は市町村毎に區分し且之を標示し人馬の混雜及喧騒を豫防すること
 ト 人馬危害豫防に注意するは勿論農作物、建物、立木等を損傷せしめざる如く揭示其の他の方法に依り徹底せしむること

第四 受檢に關する事項

七 市町村長檢定期日、檢定場及檢定區域等に關し知事より通告を受けたるときは馬籍の有無に拘らず檢定當日其の市町村に實在する檢定を受くべき檢定馬を調査し通知書を作り檢定日三日前迄に其の馬の飼養者に之を交付すること
 市町村長檢定委員長より檢定期日又は檢定場を臨時變更するの通知を受けたるときは直に檢定通知書の交付其の他の方法に依り馬の飼養者に通知すること
 八 受檢馬に關し豫め注意すべき事項概ね左の如し

イ 受檢馬には軍用保護馬檢定(査)出場馬連名簿の番號と一致する番號を記載したる札(荷札の如きもの)を頭絡の一定部位に結着すること
 ロ 受檢馬には頭絡及糧のみを附し他の裝着物を一切脱すること
 ハ 咬癖馬には鬃毛に、蹴癖馬には尾毛に夫々適宜の白布を附すること
 ニ 馬體殊に四肢及蹄は十分手入すること
 ホ 整列檢査に於て不合格となりたる馬は同日の爾後の檢査に出場せしめざること
 へ 檢定終了馬は漏なく前蹄に規定の烙印を受くること
 ト 法定傳染病以外の傳染病馬は他の健康馬と區分して集合せしめ其の旨檢定委員長に通告すること
 第五 檢定實施に關する事項
 九 檢査班は通常檢定の前日檢定場所在地に到着す
 業務の關係上檢査當日檢査場所在地に到着す

する場合には豫め所要の事項、關係市町村長に通知す
 十 關係市町村長は檢定委員長檢定場所在地に到着せば檢定開始時刻檢定實施の爲の警戒整理、進行及危害豫防等に關し打合せを行ふこと
 檢定場所在地の市町村の吏員は補助員と概ね左の事項に關し打合せを行ふこと

イ 檢定に關する注意事項の揭示

ロ 檢定實施の爲の警戒整理等に關する事項
 十一 檢定は特に通知ありたる場合の外午前八時開始に付受檢馬は午前七時迄に檢査場に集合せしむること
 十二 檢定は整列檢査、細密檢査及比較檢査の順序とす

整列檢査には各市町村の受檢馬毎に軍用保護馬檢定(査)出場馬連名簿記載の順序に適宜の間隔距離を存して一列又は數列に整列せしむること
 細密檢査は整列檢査の合格馬を軍用保護

馬檢定(査)出場馬連名簿記載の順に従ひ一頭宛細密檢査場に牽出すこと
 比較檢査は合格せしむべき馬を彼此比較するを要する場合行ふものにして檢査すべき馬の範圍、方法等は其の都度檢定委員長の指示に依り整列せしむること
 十三 同一檢定場に於て二箇以上の市町村の馬を同日に檢定する場合に於ける市町村の檢定の順序は關係市町村の市町村長豫め協議決定すること
 但し定刻迄に全部集合しあらざる市町村は之を後廻しとし先着集合済の市町村より順次開始するに付集合時間の勵行に關しては特別の注意を拂ふこと

十四

檢定合格馬の名稱は檢定終了後軍用保護馬檢定(査)出場馬連名簿に所要の記載をなし檢定委員長より市町村長に通告あるを以て市町村長は之に依り馬の飼養者に通告すると共に之を馬籍記載の憑據とす

第六 書類に關する事項

十五 市町村長は檢定當日受檢馬の馬籍簿其の他の關係書類(檢査に在りては鍛鍊關係書類共)を檢定場に携行すること

十六 市町村長は馬の疾病、傷痕其の他己むを得ざる事由に因る不參馬あるときは檢定の當日其の馬の名稱、飼養者の氏名又は名稱及事由を檢定委員長に通告すること

十七 關係市町村長は様式第一號(署)に依る軍用保護馬檢定(査)出場馬連名簿十通及様式第二號(署)に依る馬に關する概況調書二通を作り檢定委員長檢定場所在地に到着後檢定委員長に提出すること

第七 經理に關する事項

十八 市町村長又は市町村の吏員が馬の飼養者の委任に依り馬牽付の手當及旅費の受領代理人となりたる場合は様式第三號に依る委任狀を、現金の受領を了したるときは様式第四號(署)に依る受領證を檢定委

員長に提出すること

前項の場合に於ては市町村長又は市町村の吏員は自己の印類を檢定場に携行すること

十九 馬牽付の手當及旅費の計算は左の區分に依ること

イ 馬牽付の手當は一頭に付三十五錢とす
旅費は檢定場所在地の市町村元標より馬の飼養者の居住地の市町村元標に至る往復路程を推算し馬一頭に付一里に滿つる毎に五錢とす 但し同一市町村内に在りては檢定場より馬の飼養者の居住地の字に至る路程に依ることを得

ハ 路程の計算は管内里程表に據るものとす 但し同一市町村内の路程は様式第五號の市町村長證明に係る里程に依る

ニ 旅費は順路に依り之を計算するものとす

二十 檢査場設備費は一日一箇所貳圓以内(同一檢査場に於ては檢査一日を増す毎に其の半額を加ふ)にして防雪雨の

したる場合は別に考慮せらるる
二十一 檢定委員長の依頼に依り臨時に助手又は人夫の傭入をなす場合の手當は左の標準に依ること

- イ 馬取扱人夫 一日 二圓 以内
- ロ 雜役人夫 一日 一圓五十錢以内

× × ×



輝く令旨奉戴 團旗授與と 本縣に於ける 警防團旗の授與式

本年四月一日より全國一齊に警防團が結成せられ、今や力強くその第一歩を踏み出しつゝある新生全國警防團員に對し、過る

六 二十六日長くも總裁 梨本宮殿下、左記の令旨を賜ひ、警防團の持つ大使命竝に綱領五則を垂訓し給ひ、茲に警防團の進むべき道を確立し、警防精神は明確に樹立せられたのである

- 一 警防團員ハ大義名分ヲ明ニシ滅私奉公ノ志ヲ堅持スベシ
- 一 警防團員ハ義勇ヲ尙ビ責任ヲ重シ身命ヲ挺シテ危難ニ處スベシ
- 一 警防團員ハ規律ニ服シ禮節ニ隨ヒ敬愛親和シテ一致團結スベシ
- 一 警防團員ハ志操ヲ堅クシ行誼ヲ修メ身ヲ以テ郷黨ノ指針ト爲ルベシ

一 警防團員ハ智識ヲ廣メ技能ヲ磨キ時運ニ
隨テ日新ノ向上ヲ圖ルベシ

又同日内務大臣は、全國警防團の代表に對して警防精神を表徴せる警防團旗を授與せられ此の旗下に渾然一體となつて奉公すべく告示せられたのである。

此の災厄防遏による國土民生の康寧の大使命を負荷して、着々其の整備完遂を期しつゝある本縣警防團に對して七月廿七日縣會議事堂に於て團旗の授與式が舉行せられた。參列者は副見知事以下猪股警察部長縣下警察署長、其の他關係者及縣下百六十九市町村の警防團長副團長、來賓等約五百名參集し、宮城遙拜、國歌齊唱、皇軍將兵及戰歿將兵に對する默禱後、令旨奉讀傳達、團旗の入魂式があつてのち團旗を各警防團長に授與し來賓の祝辭、誓詞朗讀があつて正午嚴肅裡に閉式した。

× × ×



工場未経験労働者 初給賃金の決定

労働賃金に對する國家意志の立法化は諸外國でも計畫實施せられてゐる處であるが、我が國では之が必要を叫ばれて種々研究は行はれて來たけれども今迄その實現を見るに至らず、労働賃金は労働者と資本家の間の自由契約に任せて國家が之に關與する分野は比較的少なかつたのである。

然るに滿洲事變以來殊に今次事變を契機とする軍需産業等の時局關係事業の殷盛に伴つて此の方面に於ける賃金が甚だしく不統制且亂調を示し其の趨勢としても益々昂騰の傾向を示して來て、この様な状態を放置することは總動員目的を達成する上から云つても尠からの障礙を來す惧れがあり、軍需を充足し生産力を擴張する爲め、現下の物價統制と相俟つて賃金の統制を

行ひ、其の恒常性を維持すること、極めて必要となつて來た處から、本年三月、國家總動員法第六條に基き賃金統制令が發布せられた。

依て本縣でも規程の示す處により委員會に諮問の結果左の通り賃金を決定して八月一日を以て告示した次第である。

之が運用に當つては該當工場事業主は勿論、従業員其他に於ても本令施行の趣旨を充分に諒せられ、所期の目的達成に寄與せられん事を切望する。

尙本令に違ふ様な事がある場合には國家總動員法に依り一年以下の懲役又は千圓以下の罰金若くは科料の處分を受けなければならぬ様なことも規定せられて居る次第である。

鳥取縣告示第四百八十七號を以て公示せられたこの初給者賃金は、賃金統制令第五條第一項の規定に依つて機械製造業、船舶車輛製造業、器具製造業、金屬品製造業、金屬精鍊業を營む工場にして工場法の適用を受けるもの、未経験労働者(滿十二歳以上滿二十歳未満の男子)

の初給賃金であつて昭和十四年八月八日以後に於て雇入れる者に付適用するものである。

一 初給賃金の標準

滿十二才以上滿十三才未満	三八錢
同十三才同	四三錢
同十四才同	四八錢
同十五才同	五三錢
同十六才同	六〇錢
同十七才同	六五錢
同十八才同	七五錢
同十九才同	八五錢
二 最高及び最低賃金	
一日の總就業時間(休憩時間を含む以下之に同じ)十時間以内の就業に對するものは	
滿十二才以上滿十三才未満の者	

標準額の一割三分二厘

同十三才同	十四才同	一割四分
同十四才同	十五才同	一割六分七厘
同十五才同	十六才同	一割七分
同十六才同	十七才同	二割一分七厘

同十七才 同十八才同 二割一分五厘
 同十八才 同十九才同 二割二分七厘
 同十九才 同二十才同 二割三分五厘
 に相當する額を各其の標準額に加へた額を以て一日の最高制限の額とし、各其の標準額より減した額を以て一日の最低制限の額とする。

三 就業時間十時間を超ゆるもの、賃金

一日の總就業時間十時間を超ゆる就業に對する初給賃金に就ては十時間を超ゆる一時間毎に前號の最高制限の額に其の十分の一に相當する額(一時間未滿の就業に就ては此の割合を以て算出したる額)を加へた額を以て一日の最高制限の額とする。

四 事業主の都合に依らずして一日の總就業時間が所定就業時間(休憩時間を含む)に満たない場合は、其の日の就業に對する初給賃金は第二號の最低制限の額を下つてもよろしい。

五 請負給制の場合に於ける初給、金の最高、

最低の制限は月額による。
 右の場合に於ては毎月(賃金締切日の定がある場合は其の最終賃金締切日前一月、雇入後一月に滿たない場合はその期間)の稼働日毎に第二號乃至前號に依り算出した一日の最高、最低の制限額とする。但し前號該當の稼働日の最低制限の額は之を零として計算する。

六 前各號の最高額最低額の算定に當りては賃位未滿は四捨五入する。

× × ×



少年戰車兵の
制度創設に就て

陸軍に於ては七月十九日陸軍省で第三十五號を以て、陸軍諸學校生に採用

規則の改正を行ひ、今回陸軍戰車、校生徒(少年戰車兵)を志願によつて採用する制度を創設し、本年十二月入校せしむべき生徒を同時に召集せらるることとなつた。此の制度を新に設けられた趣旨は、皇軍戰車の飛躍的發展に伴ひ優秀なる戰車隊幹部を充實せんとするもので、召集せられる生徒の年齢は入校年の三月三十一日に於ける年齢十五年以上十八年未滿で、學科試験は高等小學校卒業程度で、検査は第一次、第二次に分れてゐる。此の光輝ある本年度第一回生徒の召集が發布せられたので、左に其の要項を記し參考に資するから奮つて應募せられたい。

一 採用人員數

約百五十名。

二 志願者の年齢

大正十年四月二日より
 大正十三年四月一日迄
 に出生したる者。

三 願書類の差出期日及差出先

昭和十四年八月二十五日迄に検査場所を
 希望する聯隊區司令官

四 採用検査期日

第一次身體検査昭和十四年十月十日より十二日迄に於て検査官の指定する日
 學科試験昭和十四年十月十三日より概ね二日間
 第二次検査 十一月二十九日より概ね二日間

五 學科試験の程度及試験科目

國語、數學、歴史、理科

六 検査場

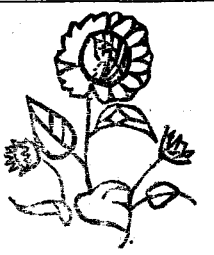
各師管區に於ける聯隊區司令部所在地

七 志願票用紙及志願者心得は、本人の請求により教育總監部、陸軍戰車學校又は聯隊區司令部に於て交付する。

八 其の他 學費一切は官費で毎月相當額の手當が支給せられる。

尙志願者は志願の際便宜の試験場を選定することが出来るが、志願票を一旦差出した後は試験場を變更することが出来ないことになつてゐる。又身體検査場は之を指定せられることがある。

00315



廢品の戸一品 献納運動

八月十五日を期し縣下洩れなく、一戸必ず一品の金屬類廢品を、左により支那事變義金に献納することになりました。

一、皆さんの家庭には罐詰の空罐、菓子空罐、王冠(瓶の口金)のこ鍋、やかん、ばけつ等の廢品はありませんか、之を捨てず利用を誤らずに活かして大砲の彈丸や戦車、軍艦等戦争に是非必要な重要資源と致し

二、賣上代金は支那事變軍事援護會義金に早變りし北支に中南支に、滿蒙に又支那沿海の酷暑に打ち克つて、奮闘中の將兵を喜ばせる慰問品等の資金となるのであります。

三、賣却した廢品が重要資源に、其の代金は

郷土部隊の慰問品代となるこれ程一舉兩得のことはありません。

其の取扱方法は

- (イ) 八月七日を廢品整理日とし各戸では入念に金屬類を整理し廢品となつてゐるもの死藏せられてゐるもの等を書り出し、必ず一戸一品以上を献納品として下さい。
- (ロ) 若し金屬類の廢品なき方は紙類(古新聞雜誌等)の廢品を以て之に代へて下さつても結構です。
- (ハ) 各戸に於ける献納品の蒐集、賣却方法は市町村に於て、適宜定にめ十五日一齊に之を廢品取扱業者に賣却します。
- (ニ) 賣却代金は支那事變軍事援護會義金として、縣社會課宛送金することになつてゐます。

x x x

00316



昭和十四年春蠶繭 價格協定成立

本年度第一回春蠶繭價協定委員會は去る七月六日に開催して、賣方側買方側各委員は各方面の情勢を綜合して協定成立に盡力したのであつたが、何分兩者の標準繭價の主張値に大巾の開きがあつたので一時協議を打切るに至つたのであつた。依つて七月二十二日午前十時縣會議事堂で第二回委員會を開催し、大濱委員長、古野副會長を始め、賣方側代表委員として濱本(鳥取)西尾(岩美)田中(八頭)宮野(氣高)椿(東伯)梅津(東伯)永井(西伯米子)田山(西伯米子)島田(日野)の九名、買方側代表としては坂口(日本製糸)仲野(那是鳥取)稻田(日本湖山)野口(片倉)水口(那是倉吉)北本(日本米子)石坂(鐘紡蘆川)村上(新綾部)の八名(外一名缺席)幹事、參與參集、春蠶繭檢

定成績の概要を説明後、委員の申出により各側から一名の代表委員を選出する事とし、賣方側は永井委員、買方側から坂口委員が選出せられて折衝、兩委員は繭出廻期間中の生絲相場、一般物價關係、近縣協定事情その他繭價協定に必要な費用に基いて八時間の長きに亙つて意見の交換を行ひ、此の間會長副會長も交つて兩者の意見一致に斡旋する處あり、遂に午後十時半に至つて代表委員の主張が完全に合致を見るに至つたので直に委員會を再開し、本會に諮りて滿場異議なく賛成、茲に本縣特約取引繭五十餘萬貫の繭價を決定する標準價格の成立を見るに至つた。

即ち標準價格は
春蠶白繭生一貫匁に付 金九圓七十五錢
同 黃繭 同 白繭の八十錢安
外に繭質改善獎勵費として買方は賣方に對し生一貫匁に付金五錢を支出する事となつた。之を價格に見積れば五百萬圓に達するものである。次で檢定成績に基き各郡市平均繭價の最高・

最低の開差を金十五錢とすること及び養蠶實行組合別繭價については、繭格は漸定法に依り之を七階段に區分し、一階段の格差金は十錢と協定した、尙郡市平均の算定は參與に一任する事として午後十一時三十分委員會を終了した。翌二十三日は參與會を開いて各郡市平均を左の通り決定した。

鳥取市、岩美郡、氣高郡、八頭郡

白繭生一貫九圓七十五錢

東伯郡は 白繭 九圓八十二錢

黃繭 八圓九十五錢

西伯郡米子市は白繭 九圓六十七錢

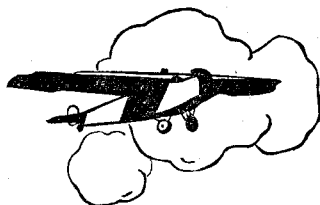
黃繭 八圓九十五錢

日野郡は 白繭 九圓七十四錢七厘

右に基き買方側は直に計算に移り、七月末又は八月上旬には特約繭全部の價額が賣方に對して支拂はるゝ筈である。

x x

昭和十四年度徴兵 検査の結果に就て



本縣に於ける本年度徴兵検査は過る五月二日より六月十日迄松江聯隊區管内を、七月一日より七月十八日迄鳥取聯隊區管内を、實施して全部終了したのである。今その全般に對する、成績及検査に臨場の社事兵事課長の所感を示せば次の如くであつて、時變下の壯丁としては心身の鍛鍊體力の向上、トラホーム及花柳病の感染豫防に、尙ほ一段の努力を要すべきものあり又一般社會殊に青年雇傭主は、青年學校義務制實施の趣旨を充分理解せられ、帝國將來を擔當する之等第二國民たる青年の就學に最善を拂はれたいものである。

(一) 壯丁人員は前年に比し一一四名を増加し

てゐるが、入監者二五名、所屬不明者六三名、無故不參者四名、疾病不參者四名あり之等が依然減少せざるは、此の非常時局に際し誠に遺憾である。

(二) 體格等位は合格者(甲、一乙種)は全壯丁の六八%に達し前年に比し六%を増し、第二乙種は一七%にして前年は比し六%を減少し、丙丁は一五%にして前年に比し一%を減少してゐる。

以上の狀況を綜合すれば縣下の壯丁の體位は前年に比し向上せる事實を示して居り、誠に喜ばしい現象であるが鳥取、米子の市部に於ては丙、丁の劣等なものが増加して居り、此の點相當考慮すべきである。

(三) トラホーム患者は全壯丁の四、六%にして前年に比し〇、七%を減少せるが、鳥取市、八頭郡、西伯郡に於ては増加してゐる。花柳院患者は一、三%にして前年に

比し〇、一%を減少してゐるが、西伯郡東伯郡、西伯郡に於ては増加してゐる之等の忌はしい病氣が依然として絶へないことは何といつても歎かはしい次第である。

(四) 壯丁の服裝は大部分青年學校服を着用し其の他の者も質素なものを着用し、頭髮は全部丸刈りで質實剛健の氣風を示し、態度嚴正、言動又穩健であるが因幡部の壯丁は伯耆部に比し一船に志氣、言動が活潑でない様に見受られた、尙兵役義務の尊重は充分理解せるものと認められた青年學校不就學者は豫想外に多く、その大部分は他出者であつて其の理由は雇傭主の無理解と、自己の不誠意によるものが多く、中には一部青年學校當局の不親切によるもの等もあり、之等壯丁の時局認識は一般に幼稚なるを免かれず、國民常識としても、就學者と不就學者の相違

は相當甚だしく、青年學校の本旨たる國民訓育の低下は壯丁の體位に影響する處が大であつて、青年學校義務制實施の今日青少年自身は素より指導者に於ても、もつと熱意と誠意とを以て善處せねばならぬことを痛感した。



滿蒙開拓青少年義勇軍募集

我が純眞な青少年諸君が滿洲に渡り、大陸の新天地で農業を通して心身の鍛錬をはげみ、成長してからは滿蒙開拓の中堅人物となることは、小さく見れば青少年諸君の身を立てる爲でもあり、大きく見れば我が國と其の兄弟である滿

洲國との双方の發展に役立ち延いては東洋平和の礎を築くことになるのであつて之こそ男子としての大きな喜びでありませう。此の點から考へまして、拓務省は從來の壯年者を以て編成する集團農業移民の外に、新に青少年を以て組織する開拓團、即ち青少年義勇軍送山の計畫を樹てまして差當り昭和十四年度に於て三萬人を募集、送出することに決定したのであります。就きましては遠大な理想に燃える全國青少年諸君が多數奮つて此の企舉に賛同せられ、此の募集に應せられんことを切に希望する次第であります。

一 應募資格

- (一) 年齢 數へ年十六歳(早生れは十五歳)から十九歳(但し十二月二日以降生れの者に限り二十歳でも差支なし)迄の者。
- (二) 經歷 學歷は尋常小學校を修了した者であることを要しますが、職歴は其の如何を問ひません。
- (三) 健康状態 身體が強壯で現地に於て共

同生活並に農耕に従事し得る者が必要です。従つて學校時代体格検査表に發育概評「丙」と書いてあつた者や、醫師が診て呼吸器又は心臟が悪いとか、脚氣があるとか、神經系の疾患があるとか、痔瘻、重症トラホーム其の他惡性の傳染性疾患のある者はいけません。

尙其の他身體に故障のある者は全治後應募するやうにして下さい。

(四) 其の他 父兄の承諾あることが絶対必要ですが、本人自身も我が大和民族の先驅として大陸經營の第一線に進んで立つたけの鞏固な意志と、滿洲に骨を埋める決心を有してゐる者でなければなりません。

二 應募手續

希望者は居住地の市町村長、小學校長又は青年學校長、青年團長、其の他の關係團體長に申出で其の推薦を経て、左の書類を毎回の募集締切期日(市役所又は市町村役場に問ひ合せて下さい)迄に市町村を経由して縣に提出

すればよいのです。

(イ)願書一通 (ロ)身上書二通 (ハ)戸籍抄本二通

尙右の用紙は市役所又は町村役場に備付てあります。

三 詮 衡

毎回募集締切後、縣より指示せられた日時に所定の場所で人物考査と嚴重な身體検査が行はれます。此の詮衡會場への旅費は縣より左の通り支給せられますから詮衡會場へ必ず認印を持参して下さい。

(イ)汽車又は船に乗つた場合 三等又は最下級往復運賃

(ロ)乗合自動車、馬車等に乗つた場合 陸路の往復が三里以上に互る場合は一里に付二十錢の範圍内で其の實費

四 内地訓練所入所

前項の詮衡に合格した者は必ず縣より入所日時を指示せられますから、其の日時に所定の場所に集合の上、縣職員に引率せられ内地訓

練所へ入所するのですが、右の集合場所迄の旅費は縣より左の通り支給せられます。

(イ) 汽車又は船に乗った場合 三等又は最下級運賃

(ロ) 乗合自動車、馬車等に乗った場合 陸路が二里以上に互る場合は一里に付二十錢の範囲内で其の實費

(ハ) 宿泊料 交通不便其の他特殊な關係によつて己むを得ず途中で宿泊(船車内を除く)した場合は一人一泊一圓五十錢の範囲内で其の實費(宿屋の受領書を失はぬこと)

尙入所後は訓練所より直接渡満しますから入所前に親、兄弟、親戚友達等へ別れの挨拶をして置かねばなりません。

五 内地訓練

内地訓練は諸君の心身を鍛錬して、滿蒙開拓者として必要な心構へと協同精神を涵養して現地訓練所入所の準備をする目的であるから入所者を夫々各隊に配屬させ約一箇月間左の

訓練所で規律正しい訓練を行います。

茨城縣東茨城郡下中妻村 内原訓練所

六 渡 満
訓練終了後は内地訓練所で編成せられた隊毎に指導員に引率せられ東京を經由現地訓練所に向つて渡満します。尙渡満旅行中も訓練中と同様に取扱はれるのです。

七 現 地 訓 練

現地訓練は滿蒙開拓青少年義勇軍の本旨に則り、農業、武道、教練、學科等の實修を通して、原則としては約三箇年間左の五大訓練所で行はれるのですが、必要によつては現地の實情に即した實地訓練を行ふ爲數箇所の小訓練所で行ふ場合もあります。

訓練所名 所在地 最寄驛名

- 嫩 江 龍江省嫩江縣伊拉哈 寧墨線伊拉哈
- 寧 安 牡丹江省寧安縣沙蘭鎮 圖佳線東京城
- 鐵 驪 濱江省鐵驪縣鐵驪 濱北線綏化
- 勃 利 三江省勃利縣桃山 圖佳線勃利
- 孫 吳 黑河省孫吳縣孫吳 北黑、孫吳

尙大訓練所には本部に所長以下士、醫師等の職員を配置してゐる外に、概ね一千人に付十二人の指導員を附して指導の任に當らしめてゐます。

八 問 合 せ

詳細は左の何れかにお問合せ下さい。

市役所又は町村役場、學校、青年團縣學務部、縣聯合青年團(縣廳内)

拓務省拓務局東亞第二課又は同局内海外移住相談所 (東京市麴町區霞ヶ關一丁目)

滿洲移住協會(東京市麴町區内幸町大阪ビル内)

大日本聯合青年團(東京市四谷區明治神宮外苑)

滿洲拓植公社東京支社(東京市麴町區内幸町大阪ビル内)

阪ビル内)

戰 歿 者 遺 族 の 授 職 補 導



戰傷病歿軍人軍屬の家族は實に名譽ある尊い家柄であるが萬一此の名譽ある家の家族にして生活に窮し、この名譽を詭損するやうな事があつては、戰歿者に對し又國家に對して相濟まぬ次第であるからこれ等の遺族に對しては充分なる援護の手をつくしてその自活の道を拓くやうに努めなければならぬのである。

依つてもしこれ等の遺族にして新に職を得ようとしてこれが補導を要する者には縣に於て補導の途を講ずる事とし、市町村長に於てその取扱を實施することゝなつた。該當者は素より、郷黨の各位に於てもよくこの點を了知せられてこの授職補導の實を擧げるやう協力せられたい(1) 授職補導を受くる者の範圍は戰歿者の寡婦

遺兒、その他の遺族であるが、その弟妹等に對しては戦歿者より事實上扶養を受けて居た者に限る。

(2) 授職内容は 和服裁縫・ミシン裁縫・産婆・看護婦・結髪・調髪・タイピスト・自動車運転手その他適當なる職業

(3) 補導所は學校・養成所・商店・個人其他適當なる場所

(4) 經費は職業の種類・家庭の資力其他の事情を考慮し、眞に必要な程度の支給をなすもので、本經費は委託先に縣より直接支拂ふものである。

委託先からは毎月その月分宛を縣に請求して受取ることになつてゐる。

◆職業補導願(様式)

一 補導ヲ受ケントスル種類
一 補導志願者

本人ノ 氏 名
同 生 年 月 日

同 本 籍
同 現 住 所
同 現 職
右職業補導相受度候條御許可相成度此段及御願候也

出願人 何 某 團

知事宛

(役場經由)

◆請求書(様式)

一 金
是ハ昭和□年□月□日付受社第□號ヲ以テ
職業補導委託ニ係ル何月分經費

補導職名	委託期間	委託費	委託費	被補導者住所氏名
自年月日 至年月日	何日間			

右請求候也

年 月 日

住 所

氏 名 團

知 事 宛

職業補導願を役場に提出すると市町村長で調査の上「職業補導ニ關スル具申書」を調製して提出の手續をとつて貰へることになつてゐる。



郵便局窓口賣出
支那事變國債

賣出 期 日

八月二十一日より九月一日まで

種 類

一 利札附國庫債券

賣出 値段

二十五圓券 二十四圓五十錢

五十圓券 四十九圓

百圓券 九十八圓

五百圓券 四百九十圓

千圓券 九百八十圓

利 率 年三分五厘

利 廻 年三分六厘八毛

利拂期日 六月一日、十二月一日の二回

償還期限 昭和三十一年十二月一日

元利金支拂場所 全國郵便局、日本銀行本支店及代理店

一 割引國庫債券

賣出 値段

十圓券 七圓

二十圓券 十四圓

償還期日 昭和二十四年十月八日

償還金支拂場所

全國郵便局日本銀行本支店及代理店

